

1. 都市計画道路の見直しについて

○平井一三委員 自民党県議団の平井一三であります。

通告に従いまして、都市計画道路の見直しについて質問をいたします。

一昨日の日曜日に、私が住みます筑紫野市にあります高尾川、長年、洪水被害で苦しんできた河川でありますけれども、この洪水対策の工事が起工を迎えるということで、起工式がとり行われました。小川知事、中尾議長を初め多くの方に御参加いただきまして、山本県土整備部長にも御参列をいただきました。

このように、市民の皆さんが長年待ち望んできた事業が形になっていく、この喜びというのは、私も本当にありがたく、うれしいなと感じながらおとといを過ごしてきたわけでありまして、きょう私が質問をします都市計画道路でありますけれども、これは計画決定をされて何十年もそのままで一向に事業化されない、そのまま残っているという、いわゆる長期未着手の都市計画道路が我々の周りにはたくさんあると感じております。何十年も経過いたしますと、道路の必要性、あるいはまちづくりの方向性も変わってくると思っております。本当に必要か。必要でなければ早急に見直していく必要がありますし、必要であれば、実現に向けた積極的な取り組みが必要であろうと思っております。このような観点からきょうは質問をしたいと思っております。

まず、都市計画道路の定義、目的、そして誰が決定するのかについて説明を受けたいと思っておりますけれども、また、旧都市計画法の時代から何十年もの間にその制度も変わってきております。その制度の変遷についてもあわせて説明をお願いいたします。

○酒井都市計画課長 都市計画道路は、交通に関する都市施設として、都市計画法に基づいて決定された道路でございます。都市の骨格を形成し、都市における円滑な交通の確保、安全で快適な都市生活の実現、機能的な都市活動の確保などを目的としております。

道路の都市計画決定は道路の種別により決定権者が異なっており、国道、県道、自動車専用道路については県または政令市が、それ以外の道路については市町村が決定権者となります。

制度の変遷につきましては、旧都市計画法においては国の都市計画審議会の議を経て内務大臣が、戦後は建設大臣が決定していました。現在の都市計画法は昭和四十三年に施行され、平成十一年度までは県知事が国の機関委任事務としてみずから都市計画を決定するほか、市町村の決定する都市計画を承認していました。しかし、機関委任事務制度が廃止された平成十二年度以降は、県及び市町村が主体となり都市計画を決定しています。

○平井一三委員 全国にも都市計画決定後に、事業化されずに残されている未着手の都市計画道路が多いと聞いております。この未着手の都市計画道路が全国と本県においてどれぐらいあるのかということと、また、本県における未着手の都市計画道路について、都市計画決定の時点から経過年数がどれぐらいたっているかということについて今から聞きたいと思うんですけれども、ここであらかじめ執行部に都市計画道路の見直しについて資料を要求しておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○井上忠敏委員長 お諮りいたします。

ただいま平井委員から要求がありました資料を委員会資料として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者がある〕

○井上忠敏委員長 御異議がありませんので、本委員会の要求資料といたします。

執行部に申し上げます。ただいま平井委員から要求がありました資料については提出できますか。

○酒井都市計画課長 直ちに提出させていただきます。

○井上忠敏委員長 資料を正副委員長に確認させてください。

〔資料確認〕

○井上忠敏委員長 事務局は資料を配付してください。

〔資料配付〕

○井上忠敏委員長 資料が配付されましたので、平井委員、質疑を行ってください。

○平井一三委員 先ほどの質問について、今配付いただいた資料をもとに説明をお願いいたします。

○酒井都市計画課長 ただいまお配りした資料の一ページの上段をごらんください。一、県内における未着手の都市計画道路に関する計画決定時点からの経過年数について説明いたします。

未着手の都市計画道路の区間延長については、国土交通省が行っている調査によりますと、全国では二万一千七百五十六キロメートルのところ、本県では五百九十一キロメートルでございます。グラフのとおり、本県における未着手の都市計画道路の区間延長のうち、計画決定の時点から四十年以上経過したものが約五割となっております。

○平井一三委員 今説明がありましたように、計画の決定時点から四十年以上が経過した未着手の道路が半分以上と。大変多いなと思っているところでありますけれども、長期間、未着手の状況が続きますと、長期間にわたり、計画道路として設定されていた地域で建築の制限が行われたり、あるいは地権者が土地の有効活用ができない、生活設計が立てられなくなる、そのようないろいろなお話を伺うところであります。また、この都市計画道路が整備されないことによって、当初目指していた交通事情の改善もできず、あるいはこの都市計画道路をつくることを前提に沿道の土地利用を計画していた方々ができないという弊害が生じてくると思っております。

長期にわたる未着手を解消するために国や県、そして市町村がそれぞれどのような取り組みをされてきたのかお聞きしたいと思います。

○酒井都市計画課長 長期にわたる未着手を解消するため、国は都市計画運用指針に、道路の都市計画については、その必要性や配置、構造等の検証を行い、必要がある場合には都市計画の変更を行うべきであるとの記述を盛り込み、県や市町村に対し通知しております。これを受けて、本県においては平成十七年に福岡県都市計画道路検証方針を策定し、平成十八年度から二十年度にかけて

県決定の都市計画道路について検証を行いました。また同時に、市町村に対して、この検証方針をもとに、市町村決定の都市計画道路について、県と連携して検証を行うよう促しました。市町村においては、この検証方針に基づき、県決定の都市計画道路と一体的に検証した結果、見直し候補路線が抽出されております。

県は、市町村分を含めて、平成二十一年度から二十三年度にかけて見直し候補路線の抽出結果を公表しました。県及び市町村はそれぞれこれらの路線について廃止や幅員変更といった計画変更を順次、進めております。

都市計画道路の検証については、今後も社会情勢の変化や最新のデータに基づき実施してまいります。

○平井一三委員 それでは、本県におきまして、検証の結果、見直しの候補路線として抽出された都市計画道路がどの程度あるのかをお聞きしたいと思います。加えまして、見直し候補となりました路線について、都市計画変更の進捗状況がどのようになっているか、あるいは検証の結果、そのまま存続させることにした都市計画道路のうち現在も未着手であるものの割合、それと都市計画決定の時点からの経過年数がどれぐらいたっているのかをお聞きしたいと思います。以上の質問につきまして、先ほど配付いただきました資料をもとに御回答いただきたいと思っております。

○酒井都市計画課長 配付資料の一ページの中ほどをごらんください。二、見直し候補路線に関する都市計画変更の進捗状況について御説明いたします。

平成十八年度末時点での未着手の都市計画道路は四百五十七路線、区間延長六百九十五キロメートルでございました。平成十八年度から二十年度にかけて検証を行った結果、現在までに抽出された見直し候補路線は百十九路線、区間延長百二十五・六キロメートルでございます。

また、その内訳としては、県決定分が五十一路線、六十六・六キロメートルであり、市町村決定分が六十八路線、五十九・〇キロメートルでございます。そのうち、平成二十八年度末見込みでの都市計画変更が完了する区間延長の割合は六四%であり、県決定分では五八%、市町村決定分では七二%でございませぬ。

次に、配付資料の二ページをごらんください。三、存続と判断された路線の状況について御説明いたします。

平成十八年度から二十年度にかけての検証の結果、現在までに存続と判断された路線は三百三十八路線、区間延長五百二十八キロメートルであり、そのうち平成二十七年度末時点において未着手区間を含む路線は三百八路線、区間延長四百九十三キロメートルでございます。

次に、中ほどの県決定と市町村決定別のグラフをごらんください。内訳として、県決定分は三百四十九キロメートル、市町村決定分は百四十四キロメートルであり、計画決定の時点から四十年以上経過したものが県決定分、市町村決定分とも約五割となっております。

○平井一三委員 今説明がありましたとおり、存続と判断された路線のうちのほとんどがまだ未着手という状況があるのがわかりました。

存続すべきと判断された路線というのは、何十年もその実現を待ち望んできた道路でありまして、それは県にしろ、市町村にしろ、共通の認識であろうと思っております。存続と一度は判断したのになかなか着手に至らない原因、これをどのように考えておられるか、お聞きいたします。

○酒井都市計画課長 都市計画道路はまちづくりの長期的な視点で検討し、決定されるものでありますが、その事業化に当たっては、国、県、市町村等の事業主体が事業の緊急性、事業効果、事業の実施環境、財政状況を総合的に判断して優先順位の高いものから着手されるものであり、その結果として現時点で着手に至っていない路線も存在しているものであると考えております。

○平井一三委員 今の御説明を聞きますと、存続となった路線がこれからも長期間、未着手となるようなことになるのではないかなと、私は今、懸念をしているところであります。

県では昨年、福岡県都市計画基本方針を策定されまして、拠点と公共交通軸による持続可能な都市づくりを推進するということを聞いております。その実現に必要な路線など、存続すべき路線をしっかりと絞り込むことがまず第一で

ありますし、絞り込んだ路線をしっかりと実現していくことが必要だと思いませんけれども、執行部はどのようにお考えでしょうか。

○酒井都市計画課長 持続可能な都市づくりを実現するために必要な路線などを見きわめることは重要だと認識しております。今後の都市計画道路の検証に当たっては、中心市街地や交通結節点までのアクセス性向上などといった持続可能な都市づくりへの寄与に関する指標を新たに加えるとともに、事業の実現可能性に関する評価指標を改善するなど、必要な都市計画道路を見きわめられるよう評価手法を見直してまいります。その上で、各決定権者が主体的に検証を進め、実現に必要な路線を絞り込むことが大事だと認識しております。

○平井一三委員 決定権者がそれぞれ主体的に実施すべきことということは私も理解をしておりますけれども、この検証がやはり円滑に進んでいくために、県も市町村をしっかりと支援していく必要があると考えますけれども、執行部の考えをお聞きします。

○酒井都市計画課長 新年度予算に計上しておりますパーソントリップ調査及び都市計画基礎調査のデータを取りまとめまして、市町村が都市計画道路の検証を行う際、客観的資料として提供し、円滑に進むよう支援してまいります。

さらに、検証に当たっては、都市計画道路の見直し候補路線の抽出が適切に実行されるよう技術的助言を行うことや、研修会などの機会を利用して都市計画道路の検証の必要性を説明し、ほかの市町村の優良な取り組み事例などの情報を提供することにより、しっかりと支援してまいります。

○平井一三委員 それでは、その一方で、存続の判断をした都市計画道路の実現についてお聞きしたいと思います。県としてどのような支援を行っていかれる考えか、お聞きしたいと思います。

○酒井都市計画課長 市町村の都市計画道路をどのような優先順位で整備していくかは、当該市町村が緊急性、事業効果、事業の実施環境、さらには財政状況を考慮して判断することになります。県としては、国の補助制度メニューの

有効な活用方法などの情報提供を行うとともに、効果的、効率的な事業計画となるように適切な助言を行ってまいります。

○平井一三委員 課長から答弁いただきまして、ずっとその中身を考えますと、国道も、県道も、市道も、道路というのは一つのネットワークでつながっているものでありますから、市道は市道だけと考えるわけにもいかないことですし、先ほどの法制度の国から県、県から市という形の中で、やはり県としても、そのような今まで私が申しましたようなことを考えると、市町村に対してこれからもしっかりと取り組んでいっていただかないといけないのかなと思っております。

最後に、都市計画道路の検証とか見直し、そして存続と判断をした道路の実現、市町村に対する支援、これに関して部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○井上忠敏委員長 松本建築都市部長。

○松本建築都市部長 長期未着手の都市計画道路でございますけれども、この計画道路区域内の建築制限が長期化をすることになります。そういたしますと、委員御指摘のように、地権者の皆さんが長期にわたり土地の有効活用ができないと。また地域のまちづくりにも影響を及ぼしているものだと、そのように認識をしているところでございます。

このため、県といたしましては、これまでに福岡県都市計画道路検証方針を策定いたしまして、未着手の都市計画道路について県決定分の検証を進めるとともに、市町村に対し、市町村決定分の検証を進めるよう促してまいりました。今後の検証に当たりましては、持続可能な都市づくりへの寄与、あるいは実現可能性などの観点で来年度から評価方法、評価手法の見直しに取り組みますとともに、検証、見直しが円滑に進みますよう県が主体となって市町村と連携を図り、しっかりと取り組んでまいります。

さらに、存続と判断された都市計画道路につきましては、事業の実現に向け、市町村が国の支援策を有効に活用できるよう情報提供をいたしますとともに、市町村が作成する事業計画への技術的助言を行ってまいります。

○平井一三委員 部長から大変前向きな御答弁をいただきました。この都市計画道路は、何十年も、言い方は悪いんですけど、塩漬けの状況で残されてきたわけでありまして、今の部長の答弁のようにしっかりと取り組んでいただければなと思っていますところ。この何十年も塩漬けにされてきた深い事情とか、いろんな問題がこの中にはあるのではないかなと私は思っています。これを解決していくためには、やはり今までとはちょっと観点を変えた、もっと強い力で国と県も一緒になって取り組んでいっていただかないと解決しないと思っていますところでありまして。これはぜひ知事の強いリーダーシップを持ってやってほしいと僕は思いますので、知事にお聞きしたいと思います。知事保留質疑をよろしく願いいたします。

○井上忠敏委員長 ただいま平井委員から申し出のありました知事保留質疑を認めることにいたします。なお、知事保留質疑は三月二十四日金曜日に行う予定でありますので御了承願います。

○平井一三委員 どうもありがとうございました。（拍手）

2. 鳥獣被害対策について

○平井一三委員 自民党県議団の平井一三であります。

通告に従いまして、鳥獣被害対策について質問をいたします。

鳥獣被害の防止対策につきましては、これまでも県にはいろいろと取り組んでいただけてきました。議会も国へ意見書を出すなど、いろんな訴えをやってきたところでもあります。そして、農業被害対策として、耕地に侵入を防止する柵の設置に補助金を出すなど、促進を図ってもらっているところでもあります。柵は、農業被害を防止するということでは効果がございますけども、最近は餌が田畑でとれなくなったと、そのイノシシが餌を求めてまちに出てくるように

なつたと。団地のごみ置き場や通学路に出没するようになり、住民の安全が脅かされるような状況が発生をしております。そこで、動物の生態系や農業被害、人の生活環境を考慮して対策を行っていく必要があるということで、今回の質問を行うものであります。

鹿やイノシシの絶対数をコントロールしていく上では、まず現状の生息数を把握することが必要であると思います。しかしながら、鹿につきましては、調査により県内の生息頭数を把握できておりますけども、イノシシにつきましては、県内の生息頭数を把握する方法がなく、九州全体の頭数しか把握できていないと聞いております。このような中で、鹿やイノシシ、この現在の頭数をどのように考えるか、管理目標値をどのように持っていくかということについてお聞きをいたします。

○井上忠敏委員長 山下畜産課長。

○山下畜産課長 まず鹿につきましては、平成二十六年度末で県内に約二万五千頭が生息していると推定しております。目標頭数は、三十三年度に県内で三千頭に設定しております。イノシシにつきましては、環境省の調査では、二十四年度末時点で九州に約三十五万頭が生息していると推定されておりました、国は三十五年度までに半減する目標を設定しております。県の目標につきましては、県の生息頭数の推定が難しいことから、三十三年度に農林業被害額を三億円以下とする目標を設定しております。

○平井一三委員 イノシシの場合は本県の生息頭数が把握できないという御説明が今ありました。本来、管理していくのであれば、頭数をある程度把握する中でコントロールしていかななくてはいけないと思いますけども、きょうはそれは置いておきます。

それで、今、目標値を農林業被害額としておられますけども、この理由と根拠についてお聞きをいたします。

○山下畜産課長 まず、理由でございます。国の特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインによりますと、農林業被害額を目標値とすることはやむを得ないとされておりました、九州各県とも被害額を目標値としております。目

標値につきましては、被害が急増する以前の昭和五十八年から平成四年までの水準を目安としております。

○平井一三委員 現在の頭数の状況や目標頭数につきましてはわかりました。

それでは、現在の頭数から目標頭数に至るまでのロードマップ、毎年子も生まれてくるわけであります。現状でどの程度の捕獲が必要なのか、そしてその対応ができているのか。また、いずれは目標値に達するわけでありますけども、その後、毎年どの程度捕獲をしていけばいいのかをお聞きいたします。

○山下畜産課長 まず、鹿につきましてでございます。平成二十七年度から二十九年度まで、年九千頭の捕獲を計画しておりまして、三十年度以降、生息頭数の半数を捕獲していくことで、三十三年度末には目標の三千頭に達する見込みでございます。この目標の九千頭の捕獲につきましては、昨年度九千五百頭を捕獲しておりまして、達成は可能であると考えております。目標に達した後は、自然増加が見込まれる年七百頭の捕獲をいたします。

イノシシにつきましては、国は鳥獣捕獲強化対策を策定しておりまして、先ほど申し上げましたように、三十五年度までに生息頭数を半減することといたしております。九州につきましては、二十三年度の捕獲頭数の一・一五倍を捕獲するように定めております。これを本県に当てはめると二万一千頭となりまして、二十四年度以降につきましては、二万一千頭を超える捕獲を現在続けております。二十七年度は二万九千頭で、目標の達成は可能であると考えております。目標に達した後は、国が改めて示す九州での捕獲水準に沿って進めてまいります。

○平井一三委員 イノシシに関しましては、国が半減を目標にしているということで、県もそれに沿って捕獲を進めるということがわかりましたけども、先ほど説明がありましたように、県ではここ五、六年、年間に二万頭以上の捕獲を行ってこられております。そこで、現状の生息状況あるいは被害の額、これは五、六年前と比較してどのような状況まで至ったかということをお聞きしたいと思います。

○山下畜産課長 狩猟者への聞き取り、あるいは鳥獣保護員の報告によりますと、イノシシが減っているという声を聞いております。被害額につきましては、平成二十二年度の五億八千万円から、二十七年度には三億九千万円に減少しておりますので、県内の生息状況につきましては減少傾向と推定しております。

○平井一三委員 今の答弁で、農業被害額も頭数も減ってきたということであり、目標の頭数に至るまで、しっかりと対応していただきたいと思っております。ところでありますけれども、その中で、イノシシの捕獲をする主たる担い手であり、銃猟者といえますか、銃で猟をする方、この方について今から質問したいと思います。

最近ではわなでイノシシをとることが多くなったと聞いておりますけれども、わなで捕獲した後の処理に、銃で猟をする方が必要になると聞いておりますが、実態はどうでしょうか。

○山下畜産課長 イノシシや鹿をわなで捕獲した場合には、わな免許を所有する御自身でとめ刺しを行うこともできますが、イノシシが暴れて危険な場合もございますので、銃猟免許を所持している方に銃によるとめ刺しを依頼する場合がございます。最近では安全で容易にとめ刺しを行うことが可能な電気とめ刺し器というものが開発され、活用され始めておりまして、依頼される銃猟者の負担軽減が期待されております。

○平井一三委員 わなを使うようになって、依然として銃に頼っている部分も結構あるということであり、最近では高齢化が進んでおりまして、ハンター、銃で猟をする方が減少している中で、銃の免許の取得あるいは銃の保管等についてはかなり苦労しておられると聞いております。そのような中で、新たにそのような銃の免許を持とうという方も少なくなっているのではないかなと思っております。

そして昔は、イノシシをとったりするのを狩猟の趣味の延長線上にあるという形の中で進められてきた面が多様であったと思っておりますけれども、そのようなことでは現状ではもう限界があるのではないかなと考えております。銃で

猟をする方の今後の確保あるいは育成に今後は今まで以上に支援をしていく必要があると思いますけども、いかがでしょうか。

○山下畜産課長 銃猟者を確保育成するため、銃猟免許の取得経費について助成いたしますとともに、射撃の技能の向上あるいは銃器の安全な取り扱いについて研修を実施いたしております。また、狩猟経験の浅い銃猟者に対しましては、ベテランの狩猟者の指導によりまして技術向上が早期に図られるよう支援をいたしております。

○平井一三委員 それでは、ちょっと観点を変えて、地域の安全対策についてお聞きしたいと思います。

先ほどの回答で、生息頭数は減少しているということでありました。その一方でここ数年、団地のごみ置き場や通学路など、我々の生活圏の中にイノシシが出没することがふえてきたという声を聞いております。私が住みます筑紫野市におきましても、そのような声をたくさん聞くわけであります。

このような状況につきまして県は把握をされているのか、また、この原因をどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○山下畜産課長 イノシシによる生活被害につきましては、市町村と連携し、毎年被害調査によりまして地域の状況把握を行っております。原因につきましては、主にペットの餌等の放置あるいは安易に餌を与えた結果、イノシシが居住地を餌場と認識したためと考えております。

○平井一三委員 農林水産部と環境部の鳥獣被害に関します部署が統合されてきて五年ほど経過していると思います。イノシシの管理の目標が今、農業被害額の減を指標に実施をされているところでありますけども、当然、農業被害防止のために柵で囲えば餌がなくなる、そして餌を求めて、人の生活圏に出没することになると。これは当然の結果であろうかなと思います。イノシシも必死で生きているわけであります。

現在、農業被害を指標とする目標値を設定されておりますけども、農業被害は農地を囲うことで、また耕作放棄地がふえることで被害が減ることは明らかであります。平成元年ごろの被害額を目標として持っていったとしても、その

ころの頭数になっているかということは非常に私は疑問であろうかなと思っています。当時の被害額になっても、頭数はそこまで減っていないと。当時の頭数になっても、当時は柵がほとんどない時代ですから自由に餌をとっていたと。それが柵で覆われることによって生活圏に出てくるということでもありますので、今、平成元年ごろの被害額に持っていかうとされておりますけども、それよりも以上のイノシシの捕獲に努めていく必要があるのではないかなと私は思っているところでもあります。

そこで、農業被害だけでなく、人の安全面からの取り組みが必要でありまして、そのためにもイノシシの捕獲をさらに進めていく必要があると考え、どのような取り組みを行っていくかを聞きたいと思えます。

○山下畜産課長 イノシシにつきましては、捕獲を進めて個体数を減少させることが、住宅地への出没あるいは生活被害の低減にもつながるものと考えております。また、被害が発生した場合には、住民の依頼に対しまして、市町村と猟友会が協力して迅速に対応しております。イノシシは市町村域を越えて移動するため、広域的、集中的な捕獲が有効でありまして、県では隣接する市町村が連携する一斉捕獲活動を推進するため、農林事務所単位に設置しております広域協議会で、市町村に対する指導あるいは弾代などの必要な経費についても支援しているところでございます。

○平井一三委員 それでは、最後に部長にお聞きをしたいと思えます。これまでの質疑内容を踏まえられまして、農業被害対策といった観点だけでなく、人の安全面、こういう方面からどのような取り組みを今後行っていくか、部長の見解を聞きたいと思えます。

○井上忠敏委員長 小寺農林水産部長。

○小寺農林水産部長 鳥獣被害対策につきましては、これまでも防止対策としての侵入防止柵の設置、それから地域ぐるみで被害防止に取り組んでいただき、そういう取り組みとあわせまして、とっていきます捕獲活動の支援によりまして被害額は減少してきているところでございます。ただ、その被害というのは今も続いております。委員から御指摘がありましたように、農業被害はもとよ

り生活被害の低減のために、捕獲して減らしていく、その対策をしっかりと今後とも取り組む必要があると考えております。

今現在、県では全庁的な協議会を組織しておりますけど、この組織とあわせまして、市町村、それから地元猟友会、地域住民の方々と連携しまして、先ほど課長が申しました広域的な一斉捕獲など効果的な捕獲対策を行っているところでございます。今後とも侵入防止対策、それから捕獲対策とあわせまして、委員からも御指摘がございました狩猟者の方の育成確保、こういうものをしっかりと進めてまいりまして、農業被害はもとより生活被害の防止に今後とも努めてまいりたいと思っております。

○平井一三委員 部長から捕獲対策をしっかりとやっていただけるという答弁をいただきまして、そのためのいろいろな施策も推進していただけるということでもあります。やはりイノシシの頭数を減らしていくと、これが全てに共通した最も大事な対策であろうと私も思っております。その中で、先ほど地域に安全を脅かすような状況がたびたび発生しているという中で、それに加えて、やはり地域の自治体とか地域の自治会、そのあたりに対して、イノシシが寄ってこないような対策、あるいはイノシシを見つけたときにどのような対応をすればいいのか、それをやはり県のほうとしては市町村に対してしっかりと取り組んでいってほしいなと思っております。

この件につきましては、農林水産部だけではなく、全庁的な取り組みが必要だと思えます。知事にも見解をお聞きしたいと思えますので、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○井上忠敏委員長 ただいま平井委員から申し出のありました知事保留質疑を認めることにいたします。なお、知事保留質疑は三月二十四日金曜日に行う予定でありますので、御了承願います。

○平井一三委員 終わります。（拍手）